

## 第753回むつ市教育委員会

規則の一部改正議案参考資料新旧対照表



目 次

目

報告第 3 号	むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令	..... 1
議案第 4 号	むつ市教育委員会事務局の規則の一部を改正する規則	..... 2



むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改	正	現	行
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、職員の子育て、介護と仕事の両立及びキャリアの継続を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上及び業務の効率化を目的に行う、テレワークの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、職員の子育て、介護と仕事の両立及びキャリアの継続を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上及び業務の効率化並びに<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止</u>を目的に行う、テレワークの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、職員の子育て、介護と仕事の両立及びキャリアの継続を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上及び業務の効率化並びに<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止</u>を目的に行う、テレワークの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	

むつ市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

改	正	現	行
<p>第3条 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、当該事務を最近の教育委員会会議に報告しなければならぬ。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の教育委員会会議に報告しなければならぬ。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、当該事務を最近の教育委員会に報告しなければならぬ。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の教育委員会に報告しなければならぬ。</p>		